

鴻巣市人権施策推進指針（案）

令和6（2024）年●月



目次

| | |
|------------------------------|----|
| 第1章 指針の策定にあたって | 1 |
| 第2章 指針の基本的な考え方 | 3 |
| 1 基本理念 | 4 |
| 2 指針の位置づけ | 5 |
| 3 目標年次等 | 5 |
| 第3章 人権施策の具体的な取組 | 7 |
| 1 人権教育・人権啓発 | 8 |
| (1) 人権教育 | 8 |
| (2) 人権啓発 | 9 |
| (3) 職員に対する人権研修 | 9 |
| 2 相談・支援の推進 | 10 |
| 3 市民・民間団体・企業等との協働 | 10 |
| 第4章 分野別人権施策の推進 | 11 |
| 1 女性 | 12 |
| 2 子ども | 13 |
| 3 高齢者 | 14 |
| 4 障がいのある人 | 15 |
| 5 同和問題（部落差別） | 16 |
| 6 外国人 | 17 |
| 7 感染症等 | 18 |
| 8 犯罪被害者やその家族 | 18 |
| 9 アイヌの人々 | 19 |

| | | |
|-----------------|---------------------|----|
| 10 | インターネットによる人権侵害 | 20 |
| 11 | 北朝鮮当局による拉致問題 | 21 |
| 12 | 災害時における人権への配慮 | 21 |
| 13 | 性的指向*・性自認* | 22 |
| 14 | 様々な人権問題 | 23 |
| 第5章 推進体制 | | 25 |
| 1 | 庁内の推進体制 | 26 |
| | （1）人権推進担当課 | 26 |
| | （2）人権啓発推進員 | 26 |
| 2 | 審議会・協議会 | 27 |
| | （1）人権施策推進審議会 | 27 |
| | （2）人権教育推進協議会 | 27 |
| 3 | 県、近隣自治体、民間団体等との連携 | 27 |
| 資料編 | | 29 |
| | 鴻巣市人権施策推進審議会条例 | 30 |
| | 鴻巣市人権施策推進審議会委員名簿 | 30 |
| | 人権尊重都市宣言 | 34 |
| | 日本国憲法（抜粋） | 35 |
| | 人権教育及び人権啓発の推進に関する法律 | 38 |
| | 用語解説（50音順） | 40 |

本文中に「*」を付した用語の説明があります。

第 1 章 指針の策定にあたって



第1章 指針の策定にあたって

第二次世界大戦後、国際社会は二度にわたる戦争の惨害から将来を救うために、国際連合憲章*のもとに集結し、昭和 20 (1945) 年、国際連合 (以下「国連」という。) を結成しました。

現代の「人権」の理念は、その 3 年後の昭和 23 (1948) 年に国連総会で採択された「世界人権宣言*」や、宣言の内容を実効化するための条約として昭和 41 (1966) 年に採択された「国際人権規約*」などをはじめとする国際文書や条約によって定められており、すべての国と人々の平和と安全の確保を実現する行動の基本となるよう期待されています。

また、平成 27 (2015) 年 9 月の国連で開かれたサミットで採択された「持続可能な開発目標 (SDGs*)」は、先進国と発展途上国がともに取り組むべき国際社会共通の普遍的な目標であり、その前文には「誰一人取り残さない」「すべての人々の人権を実現する」と宣言され、人権尊重の理念が基礎になることを示しています。

日本国内においては、「基本的人権の尊重」を定めた日本国憲法の下、様々な人権侵害の解消に向けた取組が進められてきました。平成 9 (1997) 年には「人権の擁護に関する施策を推進するための法律」が施行され、人権教育・啓発の推進が国の責務になりました。この法律を踏まえて平成 12 (2000) 年に「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律*」が施行され、さらに平成 14 (2002) 年には「人権教育・啓発に関する基本計画」を策定し、関係各省庁で実施体制を整備し推進を図っています。

さらに平成 28 (2016) 年には、「部落差別の解消の推進に関する法律*」、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律*」、「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律*」のいわゆる人権三法が制定・施行されるなど個別の人権課題の解決に向けた法整備も進んでいます。

埼玉県では、平成 13 (2001) 年に「埼玉県人権政策推進会議*」を設置し、埼玉県人権施策推進懇話会による「埼玉県の人権施策推進の在り方について」の提言を受け、翌年の平成 14 (2002) 年には、「すべての県民がお互いの人権を尊重しながら共に生きる社会」の実現を目指し、「埼玉県人権施策推進指針*」を策定し、目標実現のために様々な人権施策を推進してきました。この指針は概ね 10 年の目標年次とされており、令和 4 (2022) 年に改定されています。

また、令和 4 (2022) 年には「埼玉県部落差別の解消の推進に関する条例*」及び「埼玉県性の多様性を尊重した社会づくり条例*」が施行され、「すべての県民がお互いの人権を尊重しながら共に生きる社会の実現」を目指した取り組みが進められています。

鴻巣市では、平成 14 (2002) 年 3 月末で同和対策事業特別措置法が失効し、その後の同和対策を進めるにあたり、平成 15 (2003) 年 2 月に「今後の同和行政の基本的あり方」を策定し、問題の解決に向けた事業を実施してきました。その後 10 年が経過した平成 25 (2013) 年 3 月には改定を行いました。今回の改定にあたり、これまでの基本方針で取り上げてきた同和問題をはじめ、「鴻巣市人権尊重都市宣言*」で宣言しているあらゆる差別の解消に向け、広く人権課題全般にわたる内容へと拡張し、「埼玉県人権施策推進指針*」及び「鴻巣市総合振興計画」との整合性を図りながら策定しました。

第2章 指針の基本的な考え方



1 基本理念

あらゆる差別をなくし、平和で明るい心安らかな鴻巣市の構築

人権施策の基本理念は、鴻巣市人権尊重都市宣言*に 掲げているように「あらゆる差別をなくし、平和で明るい心安らかな鴻巣市を築く」ことです。

このような人権が尊重される社会とは、次のようなことが実現されている社会をいいます。

(1) 一人ひとりが個人として尊重される社会

一人ひとりが尊厳をもったかけがえない存在として尊重される社会の実現を目指します。

(2) 機会の平等が保障され、一人ひとりの個性や能力が発揮できる社会

すべての人が平等であり、性別、年齢、障がいの有無、社会的身分、門地、国籍、民族等によって差別されず、それぞれ一人ひとりの個性や能力を十分に発揮する機会が保障されている社会の実現を目指します。

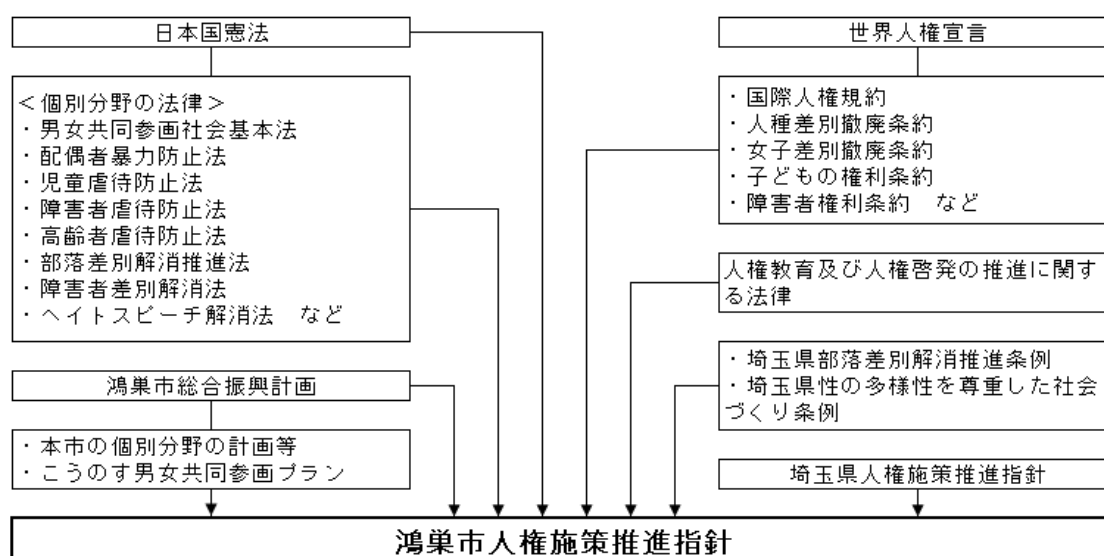
(3) 一人ひとりの多様性を認め合い、共に生きる社会

すべての人がそれぞれの文化や価値観を尊重し、それぞれの人格や個性を認め合い、安心して共に暮らすことができる社会の実現を目指します。

2 指針の位置づけ

この指針における人権教育・啓発の施策は、「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律*」に規定する、地域の実情を踏まえた人権教育及び人権啓発に関する施策の一環として位置付けます。

この指針は、「埼玉県人権施策推進指針*」を踏まえるとともに、「鴻巣市総合振興計画」の将来都市像である「花かおり 緑あふれ 人輝くまち こうのす」の実現を目指し、「市民がお互いの人権を尊重しあい、共に生きる社会づくり」を推進するため、本市の人権施策を推進するうえでの基本的な方向性を示すものです。



3 目標年次等

人権施策を推進するためには、長期的視点に立ち持続的に取り組んでいく必要があることから、令和6（2024）年度から概ね10年間を見通したものとします。

なお、社会情勢等の変化を踏まえ、必要に応じて見直しを行います。

| 推進指標 | 令和5年度 | 令和15年度 |
|----------------------------|-------|--------|
| 人権が尊重されている社会であると思う市民の割合（※） | 63.1% | 68% |

※まちづくり市民アンケート

第3章 人権施策の具体的な取組



1 人権教育・人権啓発

(1) 人権教育

人権教育とは、「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律*」の第2条において、人権尊重の精神涵養を目的とする教育活動と定義されています。

また、同法第3条では、「国民が、その発達段階に応じ、人権尊重の理念に対する理解を深め、これを体得することができるよう」にすることをしています。

人権教育は、生涯学習の視点に立って、幼児期からの発達段階を踏まえ、本市の実情に応じて、学校教育と社会教育の相互連携を図りながら実施する必要があります。

① 学校における人権教育（学校教育）

学校では、授業研究、実践交流を充実し、人権問題を正しく理解し、人権の尊重が日常生活において実践できるよう、発達段階に応じ組織的・計画的に取り組むことが必要です。子どもたちが自ら考え、学びの主体者として育ち、学校生活や日常生活での仲間づくりを通して、豊かな感性と生命・人権を尊重する心を育むとともに、互いに「違い」を認め合い、自他を尊重する態度の育成に努めます。

教育活動全体を通じた人権教育の視点に立ち、各教科、特別の教科 道徳、特別活動、総合的な学習の時間等で、目標や内容を明確にするとともに、相互の関連を図りながら、児童生徒の人権に関する知的理解に加え、人権に対する感性や人権感覚を育てます。

② 家庭、地域社会における人権教育（社会教育）

家庭や地域社会では、人権尊重の理念について理解を深めることはもちろん、市民の共助意識の醸成や地域における人と人とのつながりの強化を図ることが重要です。

社会教育でこれまで中心に位置づけられてきた人権教育は、講座の形式と市民グループへの学習指導という形式で取り組まれてきました。市民全体を対象にした事業として3か所の集会所等で開かれる人権講座は、広く意識の高揚を期待してさまざまな人権課題を取り上げてきました。

社会において、お互いの人権を尊重し合う共生社会を実現するため、市民の人権意識を高める学習機会を提供し、参加・交流を促進する事業を実施するなど、生涯を通じて学習できる人権教育の充実を図ります。

第3章 人権施策の具体的な取組

(2) 人権啓発

人権啓発とは、「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律*」の第2条に、国民の間に人権尊重理念を普及させ、及び理解を深めることを目的する広報その他啓発活動（人権教育除く）と定義されています。

市民一人ひとりが人権を尊重することの重要性を正しく認識し、人権尊重の理念についての理解を深められるよう市広報紙やホームページ、人権啓発リーフレット、ポスター、SNS*など様々な媒体を活用して啓発を行います。

また、全市民を対象とした講演会や出前講座についても継続的に開催し、学習の機会を提供します。

啓発活動にあたっては、単に知識を提供するだけでなく、市民が人権課題を自分のこととして捉え、地域社会の中で人権尊重の意識をもって実際の行動に移せるよう、啓発の対象者が参加や体験ができるような手法や資料の作成に努めてまいります。

実際に啓発活動を推進する際には、「さいたま人権啓発活動地域ネットワーク協議会*」などの関係機関との連携はもとより、地域の自治会組織、NPO*等人権団体・グループ、企業などと密接な連携を図り、相互の連帯・協働体制を構築して、幅広い取組を進めていきます。

さらに、各種団体や企業に対しては啓発の対象とするだけでなく、団体や企業自らが啓発活動の発信主体となるよう研修資料や啓発DVD等の貸出を行うなど積極的に支援していきます。

(3) 職員に対する人権研修

行政の業務は人権と密接に関連しており、業務の執行にあたっては、市民の意見や要望に耳を傾け、人権を尊重する姿勢が求められます。公務員として求められる人権感覚を身に付けるため、職員に対する人権研修を積極的に取り組みます。

現在、職員に対する人権研修は、新規採用職員研修をはじめ、各部署で選出された人権啓発推進員を対象とした人権啓発推進員研修会、全職員を対象とした鴻巣市人権・同和問題研修会を実施しています。

研修にあたっては、職員が自らの問題として捉え、行動できるよう様々な人権問題を取り上げるなど研修手法等を工夫し、職員の資質の向上を図ります。

2 相談・支援の推進

市では、人権擁護委員*による人権相談をはじめ、市政に関する問題や市民生活に関する問題について、様々な相談窓口を設置するとともに、国や県の専門相談窓口を案内しています。

しかしながら、女性に対する暴力や子ども、高齢者、障がいのある人への虐待、学校でのいじめ、同和問題やLGBTQ*に関する相談など、相談件数の増加とともに相談内容が複雑化・複合化しています。

このことを踏まえ、市では、属性を問わない相談支援を、既存の相談支援等の取組を維持しつつ、市全体として一体的に実施し、必要な支援機関と連携することで、複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制の構築に努めます。

また、市民が日常生活の中で起きる人権問題に関して、気軽に相談できるよう相談窓口について市広報紙やホームページ、案内チラシ、SNS*などを活用し、広く市民の方に周知していきます。

3 市民・民間団体・企業等との協働

これまで人権に関わる事業は、行政と民間の人権団体が実施していますが、それぞれの実施主体が個々に独立して活動している状況です。

人権課題が多様化し人権侵害事例も増大していくことが予想される昨今の状況において、それぞれの課題解決に取り組んできた知識や経験を有している人権団体との連携や協働が不可欠であり、時代の変化に対応したパートナーシップの確立が求められています。

また、企業や学校なども人権擁護に取り組む主体の一つであり、前述のような様々な機関が一体となり、広く社会全体で人権を守る共生社会の実現を目指します。

第4章 分野別人権施策の推進



1 女性

配偶者などからの暴力（DV*）をはじめ、性犯罪・性暴力、ストーカー行為、セクシュアル・ハラスメント*、マタニティ・ハラスメント*、売買春などの女性に対する暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害です。暴力は、社会的な問題として捉えて対応することが必要であり、暴力の根絶を図ることは、克服すべき重要な課題となっています。

暴力の背景には、固定的な性別役割分担意識や経済力の格差など、社会における男女が置かれた状況の違いや根深い偏見などがあります。雇用分野における男女の均等な機会と待遇の確保、女性だけでなく男性も関わるような家事・育児・介護の環境整備、子育てに関わる支援など、男女間の格差是正や固定的な性別役割分担の意識改革を行う必要があります。「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律*（DV防止法）」及び「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律*（女性活躍推進法）」による一体的な市町村計画として、令和2（2020）年3月に「第4次鴻巣市男女共同参画基本計画（このす男女共同参画プラン）」を策定し、誰もが安全・安心にいきいきと暮らせる、多様な人権を尊重した社会の実現を目指しています。

女性の様々な相談に対応するために、「女性相談」などの相談体制の充実はもちろん、福祉、保健、教育、警察などの関係機関と連携した多方面からの支援を進めます。さらに暴力の発生を防ぐ啓発とともに、被害者の支援のため、一時保護や自立支援の充実を図ります。

また、デートDV*など、若い世代に対する教育や啓発も重要な取組として推進します。

2 子ども

平成元（1989）年に国連で採択された「児童の権利に関する条約*」では、子どもを権利行使の主体として位置付け、子どもの尊厳や生存、保護、発達などの権利を保障しています。

少子化や核家族化の進行、家庭の養育機能の低下、価値観の多様化、情報化の進展、子どもの貧困、ヤングケアラー*など、子どもたちを取り巻く社会環境が大きく変化し、子どもをめぐる問題も複雑化、多様化しています。こうした中で、児童虐待*、いじめ、有害情報の氾濫や性の商品化など、子どもの権利に関する重大な問題が発生しています。

特に、児童虐待*、いじめ、児童買春、児童ポルノなどの深刻な権利侵害に対しては、福祉、保健、教育、警察などの関係機関が家庭や地域と連携し、子どもの人権が尊重され、保護されるような環境をつくる必要があります。子どもの権利擁護を図るため、あらゆる機会を通じた啓発活動・教育を推進します。

幼児期は人格形成の重要な時期であり、幼児期から子どもの発達段階に応じ、自分と他者の生命や人権を大切に思いやりの心を育てる取組を推進します。保育所、幼稚園、認定こども園*、学校が一層の連携を図り、人権尊重の精神の芽を育てます。

深刻な社会問題となっている児童虐待*には、身体に暴行を加える「身体的虐待」、子どもの健康や安全の配慮を行わない「ネグレクト」、言葉による脅かしや無視、配偶者や家族などへのDVを目撃するなどの「心理的虐待」、子どもへの性的行為、性的行為を見せる、ポルノグラフィの被写体にするなどの「性的虐待」があります。

児童虐待*防止のために、要保護児童対策地域協議会*の充実・強化を図り、保育所、幼稚園、認定こども園*、学校、保健センター、児童相談所、警察、医療機関などの関係機関や人権擁護委員、民生委員・児童委員との連携強化を図ります。早期発見・早期対応が重要であるため、保育所、幼稚園、認定こども園*等の保育士や学校の教職員の研修を充実し、家庭や地域の関係機関と連携した児童虐待*防止の取組を推進します。

市では、令和3（2021）年4月に、こども家庭総合支援拠点「ここの巣」を開設し、子ども家庭支援員が様々な相談に対応し、子どもの健やかな成長をサポートしています。

3 高齢者

市における高齢化率（総人口に占める65歳以上人口割合）は、年々増加を続け令和5年11月1日現在の高齢者人口は36,193人、高齢化率は30.74%と、市の人口の概ね3割が65歳以上の高齢者となっています。社会構造の変化により、高齢者のみの世帯やひとり暮らし高齢者が増加し、平均寿命が伸長するなか、認知症高齢者の増加、高齢者への身体的・心理的虐待や介護放棄、財産面での権利侵害など様々な問題が懸念されています。さらに高齢者に対する悪質な訪問販売や財産奪取などの詐欺や権利侵害が増加しています。

また、社会的に、高齢者を一律に弱者と見るような誤った認識が高齢者に対する偏見や差別を生むことや、年齢制限により高齢者の働く場が十分に確保されていないことなどが指摘されています。

市では、「住み慣れた地域のなかで、いきいきと安心して暮らせるまち」「いつまでも元気で、活動的で、生きがいに満ちて暮らせるまち」の2つを基本理念とする「第8期鴻巣市高齢者福祉計画・介護保険事業計画」を策定し、基本理念を実現するため、5つの基本目標を定め、高齢者福祉に係る施策を推進しています。

地域共生社会の実現に向けて中核的な基盤となる地域包括ケアシステムの推進とあわせて社会福祉基盤の整備や地域づくりに一体的に取り組むとともに、高齢者の人権を尊重する意識の啓発を推進します。

市内の高齢者人口

(単位：人)

| | 平成26年 | 平成27年 | 平成28年 | 平成29年 | 平成30年 |
|-------|---------|---------|---------|---------|---------|
| 高齢者人口 | 29,700 | 30,876 | 31,989 | 32,951 | 33,795 |
| 総人口 | 119,370 | 119,268 | 119,013 | 118,950 | 118,878 |
| 高齢化率 | 24.88% | 25.89% | 26.88% | 27.70% | 28.43% |
| | 令和元年 | 令和2年 | 令和3年 | 令和4年 | 令和5年 |
| 高齢者人口 | 34,482 | 35,112 | 35,635 | 35,950 | 36,193 |
| 総人口 | 118,498 | 117,977 | 117,687 | 117,890 | 117,731 |
| 高齢化率 | 29.10% | 29.76% | 30.28% | 30.49% | 30.74% |

(各年11月1日現在)

4 障がいのある人

平成 23 (2011) 年の障害者基本法*の改正により、地域社会での共生が基本理念となりました。

また、平成 28 (2016) 年に「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律*」が施行され、行政機関や事業者などに障害を理由とする差別を解消することを目的に、「不当な差別的取扱いの禁止*」と「合理的配慮の提供*」などが求められています。

市における障害者手帳所持者及び特定難病医療給付者は緩やかながら増加しており、令和 5 年 4 月 1 日現在で 6,483 人、人口に占める割合は 5.5%と なっています。特に精神障害者保健福祉手帳所持者の増加は顕著であり、早期発見・早期療育・早期治療等が求められています。

市では、「第 3 次鴻巣市障がい者計画、第 7 期鴻巣市障がい福祉計画、第 3 期鴻巣市障がい児福祉計画」を策定し、障がいのある人も、ない人も、相互に人格と個性を尊重し支え合い、地域で安心して生活することができるよう、共生社会の理念の普及を図るとともに、誰もが住み慣れた地域で、自分らしい生活を送ることができるまちづくりを進めています。

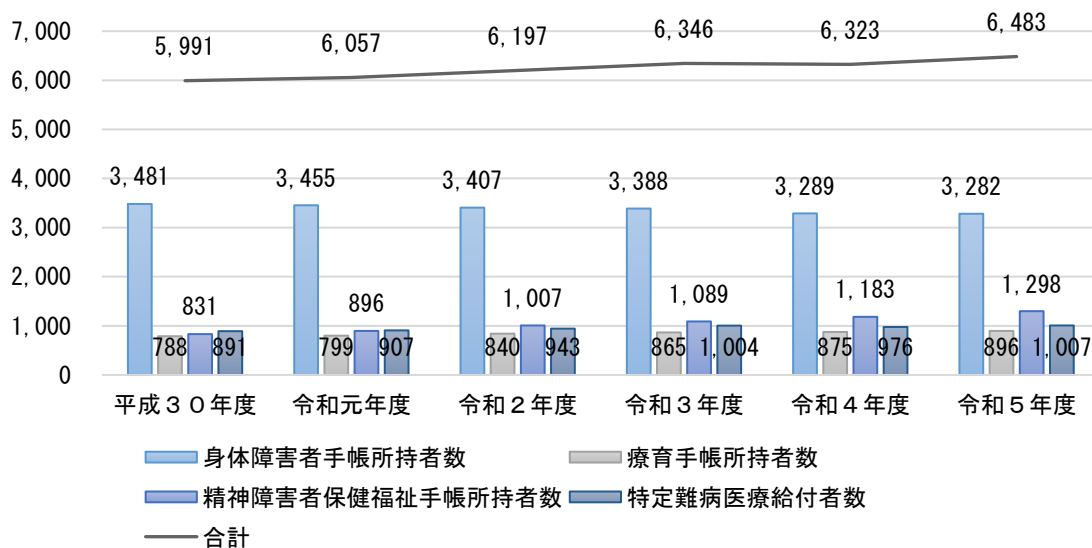
障がいのある人が自らの能力を最大限発揮し自己実現できるよう支援するとともに、障がいのある人の社会参加を制約している社会的障壁を取り払うため、障がいに対する理解と啓発活動の推進を図ります。

また、障がいのある児童生徒やその家族に対する相談・支援体制の充実を図り、一人ひとりの

状況に応じた保育・教育環境の整備に努めます。

障害者手帳所持者及び特定難病医療給付者数の推移

(単位：人)



(各年 4 月 1 日現在)

5 同和問題（部落差別）

同和問題とは、日本の歴史的過程で形づくられた身分制度に由来するもので、今なお、様々な差別を受けるなど、我が国固有の人権問題です。

昭和44（1969）年に「同和対策事業特別措置法*」が制定されて以来、33年間にわたり、同和地区の生活環境等の改善、社会福祉の増進、産業の振興、職業の安定、教育の充実、啓発などに積極的に取り組んできました。その結果、生活環境等の改善をはじめとする物的な基盤整備は概ね完了するなど、実態的差別の多くは解消されました。

教育・啓発による同和問題に対する正しい理解の深まりから着実に解消に向けて進んでいるものの、不合理な偏見による差別意識から、結婚や交際、就職、転居など心理的差別事象が見られるなど、未だに人権課題として残されています。

現在もなお、部落差別が存在するとともに、情報化の進展に伴って部落差別に関する状況が変化していることを踏まえ、部落差別のない社会を実現することを目的に、「部落差別の解消の推進に関する法律*」が平成28（2016）年に施行されました。また、令和4（2022）年に「埼玉県部落差別の解消の推進に関する条例*」が施行され、部落差別の禁止、県・県民・事業者の責務、教育及び啓発、相談体制の充実、部落差別の実態把握について規定されました。

令和元（2019）年に北足立郡市町同和対策推進協議会（旧北足立郡14市町）で実施した「人権意識調査」では、部落差別解消推進法を「知らない」と回答した人が74.2%、結婚や就職時の身元調査を「当然のこと」「ある程度はしかたがない」と回答した人が59.1%、住宅や生活環境を選ぶ際に同和地区を「避ける」「どちらかといえば避ける」と回答した人が30.1%であることを踏まえ、同和問題に関する正しい認識を持てるよう、人権教育・啓発を推進していく必要があります。また、身元調査、同和地区の土地建物調査に関しては、戸籍等の不正取得を防止するための「事前登録型本人通知制度」の普及と登録促進を継続的に行っていく必要があります。

これまでの同和教育や啓発活動によって積み上げられてきた成果と課題を踏まえて、引き続き同和問題を重要な人権課題の一つとして捉え、教育・啓発を中心に積極的に取り組んでいくことが必要です。同時に「えせ同和行為*」の排除に向けて、周知・啓発に努めます。

同和問題に関する正しい知識を身に付け、部落差別をなくしていくことのできる人間を育成するために、同和問題を人権教育の重要課題として位置付け、学校、家庭、地域社会の相互の連携を図り、効果的な啓発活動を推進します。

インターネット上では、同和地区に対する差別や偏見を助長する書き込みが見られます。北足立郡市町同和対策推進協議会では、人権侵害情報の拡散防止のため、差別書き込みのモニタリングを実施しており、継続して対応します。インターネット上に書き込まれた人権侵害情報の対応については、法務局と連携して適切に対処します。

6 外国人

市の在留外国人は令和5（2023）年11月1日現在 2,357人で、市の総人口の約2%を占めており、在留資格の多様化、多国籍化の傾向が見られます。国籍にとらわれず、それぞれの文化的、宗教的背景などの立場を理解し、共存、共栄を図っていく「多文化共生」の考え方が重要になっています。平成28（2016）年に、「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律*」が施行されました。

また、平成31（2019）年に施行された改正入管法では日本の労働人材不足に対応するため、その担い手として外国人の受け入れについて整備されました。外国人住民を日本人住民とともに地域を支えるパートナーと捉え、共に安心して暮らせる環境整備が必要です。

市では、地域を支える存在として、外国人住民の自立や社会参画を支援することが重要であると考えています。そこで、国籍が異なっても、それぞれがお互いの立場を理解し合い、等しく必要な情報を得て安心し、暮らしやすさを実感できる地域づくりを進めます。外国人住民を取り巻く問題は、生活の幅広い分野に関わっています。市民、自治会、学校、企業などが連携し、地域全体の課題として取り組むよう推進します。

また、市民を対象に、関係機関と連携して多文化理解の促進を図り、多文化共生の地域づくりについて啓発し、児童生徒に対して外国人の人権に関する教育を推進します。

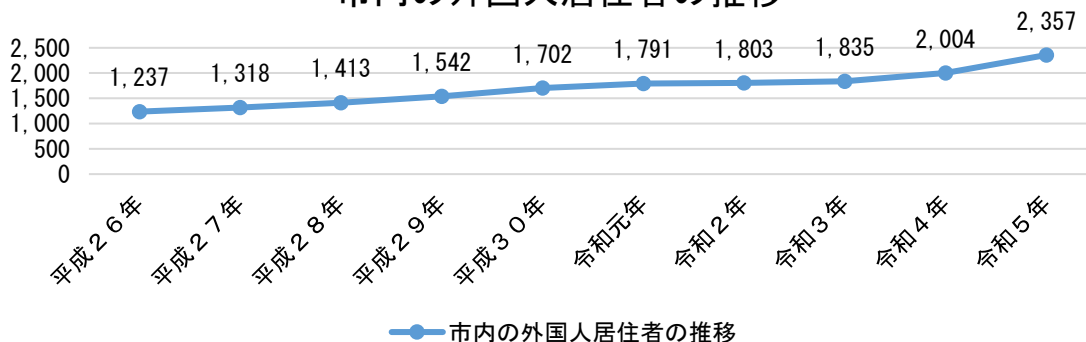
市内の外国人居住者数

(単位：人)

| | 平成26年 | 平成27年 | 平成28年 | 平成29年 | 平成30年 |
|-------|---------|---------|---------|---------|---------|
| 外国人人口 | 1,237 | 1,318 | 1,413 | 1,542 | 1,702 |
| 総人口 | 119,370 | 119,268 | 119,013 | 118,950 | 118,878 |
| 割合 | 1.04% | 1.11% | 1.19% | 1.30% | 1.43% |
| | 令和元年 | 令和2年 | 令和3年 | 令和4年 | 令和5年 |
| 外国人人口 | 1,791 | 1,803 | 1,835 | 2,004 | 2,357 |
| 総人口 | 118,498 | 117,977 | 117,687 | 117,890 | 117,731 |
| 割合 | 1.51% | 1.53% | 1.56% | 1.70% | 2.00% |

(各年11月1日現在)

市内の外国人居住者の推移



7 感染症等

エイズ*患者・H I V感染者*に対する偏見は、正しい知識や理解の不足から、医療現場における診療上のトラブルのほか、就職拒否や職場解雇等があり、十分に解消されていない状況にあります。

また、ハンセン病*は、誤った認識のもとで患者に対する差別が行われてきたことや偏見の歴史を踏まえ、感染力が弱く治療法が確立していることなど、正しい知識の啓発を行います。

さらに、新型コロナウイルス感染症などの新興感染症を含め、その他の感染症の患者についても、患者等の人権に配慮した医療・福祉サービスの提供、感染症予防や啓発活動を行っています。

難病は発病の機構が明らかでなく、かつ、治療方法が確立していない希少な疾病であり、一日も早い原因究明と治療の確立とともに、患者の日常生活における相談支援の充実が求められています。

今後も患者やその家族等の人権に十分配慮し、関係機関との連携を図りながら、正しい知識の教育・啓発を推進し、相談体制の充実に努めます。

8 犯罪被害者やその家族

犯罪被害者やその家族・遺族は、生命を奪われる、家族を失う、傷害を負うといった直接的な被害に加え、心身の不調や経済的な問題など、様々な問題に直面します。さらには犯罪などによる直接的な被害にとどまらず、例えば、近隣住民など周辺の人々の言動や報道機関（報道を業として行う個人を含む。）による過度な取材・報道により、名誉または生活の平穏を害されるといった「二次的被害*」を受ける場合があります。

犯罪被害者等が受けた被害を回復し、または軽減し、再び平穏な生活を営むことができるようにするためには、市民が犯罪被害者等の置かれている状況や犯罪被害者等支援の必要性について理解を深めることが重要です。

市では、犯罪被害者支援総合的対応窓口の充実とともに関係団体との連携を図ります。

9 アイヌの人々

先住民族であるアイヌの人々は、アイヌ語やユカラ（アイヌの伝承による叙事詩で、神々等の物語に旋律をつけて歌われるもの）をはじめとする口承文芸（口づての伝承によって、語り歌い継がれてきた文芸）など自然との関わりの中で、様々な固有の文化を育んできました。

しかしながら、アイヌ民族であることを理由として、アイヌの人々は結婚や就職などで様々な差別を受け、経済的にも困難な状況に置かれてきました。また、独自の言語を話せる人も極めて少数となり、アイヌ民族独自の文化が失われつつあります。

このため、平成9（1997）年、アイヌの人々の民族性を認め、アイヌ文化の振興を図るため「アイヌ文化の振興並びにアイヌの伝統等に関する知識の普及及び啓発に関する法律*（アイヌ文化振興法）」が施行されました。

また、平成19（2007）年の「先住民族権利に関する国連宣言*」をきっかけに、翌平成20（2008）年に「アイヌ民族を先住民とすることを求める決議」が国会で採択され、アイヌ民族が先住民族として国の内外で認められました。

そして、令和元（2019）年に「アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律*」が施行されました。アイヌ文化の振興等にとどまらず、多義にわたる施策を総合的に推進し、アイヌに関する理解を深めることが必要です。

アイヌの人々に対する偏見や差別を解消し、その固有の文化や伝統に対する正しい認識と理解を深めるための啓発活動を、国や県などの関係機関と連携を図りながら推進します。

10 インターネットによる人権侵害

パソコンやスマートフォン、タブレット端末などの普及により、いつでもどこでも簡単にインターネットに接続できるようになり、情報の収集や発信、ネットを通じたコミュニケーションは世代を超えて定着し、子どもから大人まで私たちの生活は飛躍的に変化し、便利になりました。

その一方で、誰でも匿名で、どのような情報でも簡単に発信できることから、プライバシーの侵害や名誉毀損等の人権侵害や他人を誹謗中傷する表現や差別を助長する表現がSNS*などのソーシャルメディア*上に掲載されるなど、社会的な問題となっています。

また、子どもや青少年がソーシャルメディア*を利用することによって、性被害や違法薬物などの犯罪被害に遭うケースが増加しています。さらに、同和問題、外国人、LGBTQ*などに関する差別的書き込みも深刻な問題となっています。

このため、国では、平成14(2002)年に「特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律* (プロバイダ責任制限法)」、平成20(2008)年に「青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律* (青少年インターネット環境整備法)」、平成26(2014)年に「私事性的画像記録の提供等による被害の防止に関する法律* (リベンジポルノ防止法)」が制定されました。他人の権利を侵害する情報については、「プロバイダ責任制限法」に基づき、プロバイダ等に対して削除や書き込みをした発信者情報の開示を求めることができるなど、被害者救済制度の拡充が図られていますが、まだ十分ではありません。

一人ひとりが、インターネットが公共空間であることを認識し、情報の収集や発信における責任や情報モラルを身に付けることが必要です。学校や社会においてインターネットの利用上のルールやマナーなどについての教育・啓発を推進していく必要があります。教員の指導力を高め、児童生徒に対する情報モラル教育を充実させるとともに、保護者に対する啓発を充実します。

学校では、子どもを被害者にも加害者にもしないため、児童生徒に対して、インターネット利用についてのルールやマナーを理解するための情報モラル教育*を充実させます。

また、教職員や保護者に対しては、インターネット利用のルールやインターネットを利用する際の危険性、有害情報から子どもたちを守るフィルタリングなどについて啓発を行います。

さらに、SNS*や掲示板などのソーシャルメディア*を利用した「ネットいじめ問題」の解決に向けて、法務局 や人権擁護委員*等の関係機関と連携した相談・支援事業を推進します。

11 北朝鮮当局による拉致問題

平成14(2002)年9月に行われた日朝首脳会談において、北朝鮮(朝鮮民主主義人民共和国)は拉致について国家的関与を認めて謝罪し、平成16(2004)年までに政府が認定した拉致被害者17人のうち拉致被害者5人と家族8人の帰国が実現しました。

平成18(2006)年に、「拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題への対処に関する法律*」が施行されるなど、日朝間の協議は断続的に行われてきましたが、平成20(2008)年の日朝実務者協議で、日本の制裁措置の一部解除を条件に、北朝鮮は拉致被害者の再調査を約束しましたが、その後実行されないままとなっています。

拉致問題は、国家主権に関わる問題であるとともに、重大な人権の侵害であることから、解決に向けて国の断固たる対応が求められます。被害者家族の高齢化もあり、一刻も早い解決が望まれ、広く拉致問題についての関心と認識を深めることが必要です。

市では、北朝鮮人権侵害問題啓発週間において、ホームページや庁内へのポスター掲示を行い市民へ啓発しているほか、職員研修等で啓発DVDを上映するなど拉致問題を風化させないよう取り組んでいます。

今後も拉致問題に対する関心と認識を深めるための啓発活動を、国や県、関係団体等との連携を図りながら推進します。

12 災害時における人権への配慮

平成23(2011)年3月に発生した東日本大震災及びそれに伴う福島第一原子力発電所の事故は、多くの人命を奪い、人々の暮らしを一変し、大きな苦しみを残しました。

この災害では、根拠のない思い込みや偏見で、原発事故による避難者がホテルでの宿泊を拒否されたり、児童生徒が避難先の学校でいじめられたりする人権侵害が起きました。

また、避難所においては、プライバシーが保護されないという問題のほかに高齢者、障がいのある人、子ども、外国人などのいわゆる「要配慮者*」や女性などへの避難生活における配慮が課題になりました。年齢、性別、国籍、障がいの有無に関わらず、多様なニーズを把握した視点が必要になります。

その後も日本各地で地震や豪雨などの災害が発生しています。災害時においても、全ての人の人権が適切に守られるよう、一人ひとりが人権への配慮について、関心と認識を深めることが必要です。

市では、「鴻巣市地域防災計画」に人権侵害等防止のため、積極的に広報・啓発等の措置を講じることを定めており、要配慮者*が安全に避難できるよう努めています。

平時から災害時における人権問題に対する関心と認識を深めるため、全戸配布の人権啓発リーフレットへの掲載など、啓発活動を推進します。

13 性的指向*・性自認*

性的指向*とは、人の恋愛・性愛がどういう対象に向かうのかを示す概念で、異性や同性、両方の性に向かうなど様々な形があります。

また、性自認*（ジェンダー・アイデンティティ/性同一性）とは、自分の性をどのように認識しているのか、どのように自分の感覚としてもって生きているかを示す概念で、男性・女性という認識をもって生きるだけでなく、どちらでもないなど、そのあり方は多様です。

恋愛感情を抱く相手が異性とは限らないなどの性的指向*の人や、生物学的な性や法的な性が性自認*と異なる人などを示すLGBTQ*という言葉は、これらの人々を総称する言葉の一つとして認識され始めています。これらの性のあり方については個人の尊厳に関わる問題にもかかわらず、周囲に十分に理解されず、差別的な言葉や雰囲気を感じ、孤立感や自己否定感を感じている人がいます。生命の危機に関わる場合もあるため、周りの理解と配慮が必要です。

平成27（2015）年、文部科学省から「性同一性障害に係る児童生徒に対するきめ細かな対応の実施等について」の通知が出され、学校において性同一性障害や性的指向*・性自認*に係る児童生徒への配慮や相談体制の充実が求められています。

また、全ての国民が性的指向*・性自認*の多様性に関する理解の増進に関する施策を推進するため、令和5（2023）年6月23日に「性的指向及びジェンダーアイデンティティに関する国民の理解の増進に関する法律*（LGBT理解増進法）」が施行されました。

県では、差別的取扱い等の禁止、県・県民・事業者の責務、性の多様性への合理的配慮、啓発、人材の育成、相談体制の整備、財政上の措置について規定された「埼玉県性の多様性を尊重した社会づくり条例*」が令和4（2022）年に施行されました。

市では、お互いの人権を尊重し、多様性が受け入れられる社会づくりを推進するため、各種書類の性別記載欄の見直しを進めるとともに、令和2（2020）年12月に互いを人生のパートナーとする二者のパートナーシップの宣誓を証明する「鴻巣市パートナーシップ宣誓制度」を導入し、「誰もが互いの人権を尊重し、自分らしく生きる社会」を目指しています。その後、令和3（2021）年12月に「鴻巣市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度」として拡充し、パートナーシップを宣誓する方に一緒に暮らしている未成年の子がいる場合、家族として生活を共にすることを併せて宣誓できる制度としました。

今後、さらに 市民・学校・企業等市全体に多様性に関する理解を高めるための啓発活動に取り組みます。地域や家庭、学校や職場で、自分らしく暮らせる地域づくりを推進します。特に児童生徒をとりまく環境に心を配り、一人ひとりに寄り添った教育と支援を行います。

また、性的マイノリティに関する悩み事相談の充実とともに、プライバシーに配慮し、関連機関と連携して相談に対応します。

14 様々な人権問題

人権問題には、これまで挙げた問題以外にも、次のような問題が存在します。

(1) 刑を終えて出所した人

刑を終えて出所した人やその家族に対する地域社会からの偏見や就労の問題、住居の確保など、社会復帰を目指す人たちにとって現実には極めて厳しい状況にあります。

また、揶揄する目的で本人や自宅の撮影をすることや悪意のある噂を流布するなどプライバシー侵害が発生しています。

(2) ホームレスの人権

野宿生活者その他安定した居住の場所を有しない者、いわゆるホームレスは、就業の機会や住居の確保が難しく、偏見や差別ばかりでなく暴行を受けるなどの問題が生じています。

(3) ハラスメント

ハラスメントは、「嫌がらせ、いじめ」などを意味し、職場など様々な場面において、相手に不快感や不利益を与え、その尊厳を傷付ける言動が問題となっています。職場でハラスメントが起きた場合、労働者の働く意欲の低下や、心身の不調、あるいは能力発揮の阻害、ひいては職場環境の悪化など、大きな問題を引き起こします。

(4) ケアラー*・ヤングケアラー*

高齢者人口の増加などにより、介護を担うケアラー*が増加し、誰もがその立場になる時代が到来したといえます。ケアラー*がケアするのは、高齢者だけでなく、障がいのある人や難病患者の人、医療的ケアを必要とする子どもなど、状況は様々です。自身の親や配偶者等の介護、子どもやきょうだいの世話・家事などを担うケアラー*には大きな負担がかかっている現状があります。

また、ヤングケアラー*と言われる18歳未満の若い世代が介護等に従事することにより、自身の生活、勉強や進路などに支障が出ているケースも見受けられます。

(5) 依存症に関する人権問題

アルコール依存症、薬物依存症、ギャンブル等依存症などの依存症について、病気としての正しい理解が進まないことにより、社会の依存症への誤解や偏見が治療や回復の妨げとなっています。

(6) ひきこもり*に関する人権問題

ひきこもり*の状態にある人やその家族は、それぞれ異なる経緯や事情を抱えています。生きづらさや孤独感など個々の思いに寄り添った支援がないと社会とのつながりを回復させることは難しくなります。

第4章 分野別人権施策の推進

(7) その他

非正規雇用等による生活困窮者問題や性的搾取、強制労働等を目的とした人身取引などの人権問題があります。

これらの人権問題は、人権尊重の視点から適切な教育・啓発活動を推進します。

また、これら以外にも今後の社会情勢の変化に伴って新たな人権問題が生じる可能性があり、それぞれの人権問題に対する認識を深めるとともに、国や県の動向を把握し、関係機関と連携しながら柔軟に対応していきます。

第 5 章 推進体制



1 庁内の推進体制

(1) 人権推進担当課

市として 人権施策を総合的・計画的に推進するにあたり、人権推進担当課はその要としての役割を担い、分野別の人権施策についても総合的に調整する機能を有することが必要になります。

具体的には、

- ①人権侵害救済や啓発に関する法律等、法務省人権擁護機関の法制度に基づいた施策の推進、諸事業の推進及び県・近隣市町との連携
- ②人権課題に取り組む市民の代表による「人権施策推進協議会」の運営と人権施策推進の基本計画策定と推進
- ③地域のNPO*等人権団体・グループのネットワーク化の促進
- ④庁内の横断的推進組織である人権啓発推進員の活用及び人権施策の企画立案
- ⑤人権施策を効果的に推進する上での諸課題の取組推進
 - ・新たな人権課題や啓発手法の調査研究
 - ・人権教育啓発 のリーダ養成と活用
 - ・人権相談、支援体制の有機的ネットワーク構築
 - ・人権の視点から行政を見直すマニュアル作成

以上のような人権全般に関する統括的な権限を持つセクションとして、その機能を充実するよう努めます。

(2) 人権啓発推進員

人権問題の早期解決を目指し、円滑な連絡調整のもとに適切な事務事業の執行を目的として、人権啓発推進員を各課より1名を平成19(2007)年より毎年定めています。

2 審議会・協議会

(1) 人権施策推進審議会

昭和48(1973)年に設置した「鴻巣市同和対策審議会」を平成17(2005)年に「鴻巣市人権施策推進審議会」に改めました。

審議会は、人権教育及び人権啓発に係る基本計画の作成及び推進その他人権施策の推進に関して審議するために設置され、人権問題の解決と人権が尊重されるまちづくりの実現に大きな役割を果たしています。

今後も、引き続き同和問題や人権問題の解決に向けた市の附属機関として位置付けます。

(2) 人権教育推進協議会

昭和48(1973)年に設置した「鴻巣市同和教育推進協議会」を平成15(2003)年に「鴻巣市人権教育推進協議会」に改めました。

協議会は、人権教育・啓発に関する施策について調査審議するために設置され、人権教育・啓発の推進に大きな役割を果たしています。

同和問題をはじめとする様々な人権問題の解決には、人権教育・啓発が不可欠であることから、引き続き同和問題や人権問題の解決に向けた市の附属機関として位置付けます。

3 県、近隣自治体、民間団体等との連携

人権問題は行政区域を超えて発生する場合があります、広域的な対応が求められる場合は、県・近隣自治体と協力し、今後、広域的な連携体制を強化する必要があります。そのためにも国や県に対して制度や財政面での適切な支援を求めることも重要です。

また、一人ひとりの人権が尊重された地域社会の実現に向けて、総合的な人権施策を推進するためには、行政の取組だけではなく民間での取組が一層重要となることから、行政と民間団体・市民グループとの十分な連携体制を構築するよう努めます。

資料編



改正

平成21年 3月13日条例第1号

平成25年 3月28日条例第17号

平成27年 3月27日条例第1号

平成31年 3月28日条例第1号

鴻巣市人権施策推進審議会条例

(設置)

第1条 人権問題の解決と人権が尊重されるまちづくりの実現を目指すため、鴻巣市人権施策推進審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 審議会は、市長の諮問に応じて、次に掲げる事項について審議し、答申する。

- (1) 人権教育及び人権啓発に係る基本計画の作成及び推進に関すること。
- (2) その他人権施策の推進に関すること。

2 審議会は、人権施策推進に関する事項について、市長に建議することができる。

(組織)

第3条 審議会は、委員15人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 人権擁護委員
- (2) 民生委員
- (3) 関係団体・機関の代表者
- (4) 識見を有する者

(任期)

第4条 委員の任期は2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 審議会に、会長及び副会長を1人置き、委員の互選によって定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

資料編

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、その議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(部会)

第7条 審議会に、必要に応じ部会を置くことができる。

2 部会に属する委員は、審議会委員の中から会長が指名する。

3 部会に、部会長及び副部会長を置き、部会に属する委員の互選によりこれを定める。

4 第5条の規定は部会長及び副部会長の職務について、前条の規定は部会の会議について準用する。

5 部会長は、必要があると認めるときには、部会の委員以外の関係者を部会の会議に出席させることができる。

6 部会長は、会議が終了したときに、その経過及び結果を整理し、会長に報告するものとする。

(庶務)

第8条 審議会及び部会の庶務は、総務部やさしき支援課において処理する。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、審議会について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成17年10月1日から施行する。

(鴻巣市同和対策審議会条例の廃止)

2 鴻巣市同和対策審議会条例（昭和48年鴻巣市条例第30号）は、廃止する。

附 則（平成21年条例第1号）

この条例は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成25年条例第17号）

資料編

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成27年3月27日条例第1号）

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成31年3月28日条例第1号抄）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。

鴻巣市人権施策推進審議会委員名簿

(任期：令和5年12月1日～令和7年11月30日)

| 氏名 | 所属 | 備考 |
|----|----|----|
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |

人権尊重都市宣言

私たちを取り巻く社会に、今なお根強く潜在する不合理な差別意識や偏見による同和問題、障害者問題、女性問題、外国人問題など、あらゆる差別をなくし、平和で明るい心安らかな鴻巣市を築くために、市民一人ひとりが人権尊重の自覚を持ち、正しい認識、正しい理解をもって行動ができるよう、ここに鴻巣市を「人権尊重都市」とすることを宣言します。

- 1 相手の心情を思いやる気持ちを忘れず、相手の立場になって考えながら、人の心の痛みを知るよう努力しましょう。
- 2 家柄、血筋、生い立ち、性別、民族、国籍などの背景にとらわれず、人権の尊さを大切にし、お互いに交流を深めましょう。
- 3 基本的人権を尊重し、親切で思いやりのある心豊かな地域社会の建設に努力しましょう。

平成7年2月1日 鴻巣市

資料編

日本国憲法（抜粋）

昭和21年11月3日公布

昭和22年5月3日施行

日本国民は、正当に選挙された国会における代表者を通じて行動し、われらとわれらの子孫のために、諸国民との協和による成果と、わが国全土にわたつて自由のもたらす恵沢を確保し、政府の行為によつて再び戦争の惨禍が起ることのないやうにすることを決意し、ここに主権が国民に存することを宣言し、この憲法を確定する。そもそも国政は、国民の厳粛な信託によるものであつて、その権威は国民に由来し、その権力は国民の代表者がこれを行使し、その福利は国民がこれを享受する。これは人類普遍の原理であり、この憲法は、かかる原理に基くものである。われらは、これに反する一切の憲法、法令及び詔勅を排除する。

日本国民は、恒久の平和を念願し、人間相互の関係を支配する崇高な理想を深く自覚するのであつて、平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼して、われらの安全と生存を保持しようと決意した。われらは、平和を維持し、専制と隷従、圧迫と偏狭を地上から永遠に除去しようと努めてゐる国際社会において、名誉ある地位を占めたいと思ふ。われらは、全世界の国民が、ひとしく恐怖と欠乏から免かれ、平和のうちに生存する権利を有することを確認する。

われらは、いづれの国家も、自国のことのみに専念して他国を無視してはならないのであつて、政治道徳の法則は、普遍的なものであり、この法則に従ふことは、自国の主権を維持し、他国と対等関係に立たうとする各国の責務であると信ずる。

日本国民は、国家の名誉にかけ、全力をあげてこの崇高な理想と目的を達成することを誓ふ。

第3章 国民の権利及び義務

第11条 国民は、すべての基本的人権の享有を妨げられない。この憲法が国民に保障する基本的人権は、侵すことのできない永久の権利として、現在及び将来の国民に与へられる。

第12条 この憲法が国民に保障する自由及び権利は、国民の不断の努力によつて、これを保持しなければならない。又、国民は、これを濫用してはならないのであつて、常に公共の福祉のためにこれを利用する責任を負ふ。

資料編

第13条 すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。

第14条 すべて国民は、法の下に平等であつて、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない。

2 華族その他の貴族の制度は、これを認めない。

3 荣誉、勲章その他の栄典の授与は、いかなる特権も伴はない。栄典の授与は、現にこれを有し、又は将来これを受ける者の一代に限り、その効力を有する。

第18条 何人も、いかなる奴隷的拘束も受けない。又、犯罪に因る処罰の場合を除いては、その意に反する苦役に服させられない。

第19条 思想及び良心の自由は、これを侵してはならない。

第20条 信教の自由は、何人に対してもこれを保障する。いかなる宗教団体も、国から特権を受け、又は政治上の権力を行使してはならない。

2 何人も、宗教上の行為、祝典、儀式又は行事に参加することを強制されない。

3 国及びその機関は、宗教教育その他いかなる宗教的活動もしてはならない。

第21条 集会、結社及び言論、出版その他一切の表現の自由は、これを保障する。

2 検閲は、これをしてはならない。通信の秘密は、これを侵してはならない。

第22条 何人も、公共の福祉に反しない限り、居住、移転及び職業選択の自由を有する。

2 何人も、外国に移住し、又は国籍を離脱する自由を侵されない。

第23条 学問の自由は、これを保障する。

第24条 婚姻は、両性の合意のみに基いて成立し、夫婦が同等の権利を有することを基本として、相互の協力により、維持されなければならない。

2 配偶者の選択、財産権、相続、住居の選定、離婚並びに婚姻及び家族に関するその他の事項に関しては、法律は、個人の尊厳と両性の本質的平等に立脚して、制定されなければならない。

第25条 すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。

2 国は、すべての生活部面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない。

資料編

第26条 すべて国民は、法律の定めるところにより、その能力に応じて、ひとしく教育を受ける権利を有する。

2 すべて国民は、法律の定めるところにより、その保護する子女に普通教育を受けさせる義務を負ふ。義務教育は、これを無償とする。

第27条 すべて国民は、勤労の権利を有し、義務を負ふ。

2 賃金、就業時間、休息その他の勤労条件に関する基準は、法律でこれを定める。

3 児童は、これを酷使してはならない。

第10章 最高法規

第97条 この憲法が日本国民に保障する基本的人権は、人類の多年にわたる自由獲得の努力の成果であつて、これらの権利は、過去幾多の試練に堪へ、現在及び将来の国民に対し、侵すことのできない永久の権利として信託されたものである。

資料編

人権教育及び人権啓発の推進に関する法律

平成12年12月6日

法律第147号

(目的)

第1条 この法律は、人権の尊重の緊要性に関する認識の高まり、社会的身分、門地、人種、信条又は性別による不当な差別の発生等の人権侵害の現状その他人権の擁護に関する内外の情勢にかんがみ、人権教育及び人権啓発に関する施策の推進について、国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、必要な措置を定め、もって人権の擁護に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この法律において、人権教育とは、人権尊重の精神の涵養を目的とする教育活動を行い、人権啓発とは、国民の間に人権尊重の理念を普及させ、及びそれに対する国民の理解を深めることを目的とする広報その他の啓発活動(人権教育を除く。)をいう。

(基本理念)

第3条 国及び地方公共団体が行う人権教育及び人権啓発は、学校、地域、家庭、職域その他の様々な場を通じて、国民が、その発達段階に応じ、人権尊重の理念に対する理解を深め、これを体得することができるよう、多様な機会の提供、効果的な手法の採用、国民の自主性の尊重及び実施機関の中立性の確保を旨として行われなければならない。

(国の責務)

第4条 国は、前条に定める人権教育及び人権啓発の基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第5条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第6条 国民は、人権尊重の精神の涵養に努めるとともに、人権が尊重される社会の実現に寄与するよう努めなければならない。

資料編

(基本計画の策定)

第7条 国は、人権教育及び人権啓発に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、人権教育及び人権啓発に関する基本的な計画を策定しなければならない。

(年次報告)

第8条 政府は、毎年、国会に、政府が講じた人権教育及び人権啓発に関する施策についての報告を提出しなければならない。

(財政上の措置)

第9条 国は、人権教育及び人権啓発に関する施策を実施する地方公共団体に対し、当該施策に係る事業の委託その他の方法により、財政上の措置を講ずることができる。

附 則

(施行期日)

第1条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第8条の規定は、この法律の施行の日の属する年度の翌年度以後に講じる人権教育及び人権啓発に関する施策について適用する。

(見直し)

第2条 この法律は、この法律の施行の日から3年以内に、人権擁護施策推進法（平成8年法律第120号）第3条第2項に基づく人権が侵害された場合における被害者の救済に関する施策の充実に関する基本的事項についての人権擁護推進審議会の調査審議の結果をも踏まえ、見直しを行うものとする。

用語解説（50音順）

あ行

アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律<P19>

アイヌの人々が民族としての誇りを持って生活することができ、及びその誇りが尊重される社会の実現を図り、もって全ての国民が相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に資することを目的に、平成30（2018）年に成立。

アイヌ文化の振興並びにアイヌの伝統等に関する知識の普及及び啓発に関する法律<P19>

アイヌ文化の振興並びにアイヌの伝統等に関する知識の普及及び啓発に関する法律。平成9年に成立した。アイヌの文化及び伝統を国民に対して知識の普及、啓発させることにより、アイヌの民族としての誇りを持ち、尊重される社会の実現を目指すもの。アイヌ文化振興法。

エイズ（AIDS）<P18>

後天性免疫不全症候群（Acquired Immune Deficiency Syndrome）。HIV（ヒト免疫不全ウイルス）に感染し、免疫機能が破壊されることによって抵抗力が低下し、健康な人ではかからないような病気を引き起こしている状態のこと。指標となる23の疾患（カポジ肉腫、ニューモシスチス（カリニ）肺炎等）を発症している点でHIV感染とは異なる。

HIV感染者<P18>

ヒト免疫不全ウイルス（Human Immunodeficiency Virus）に感染した人。主に性行為や血液により感染し、数年から十数年間という長い潜伏期間を経過した後、徐々に人の免疫機能を破壊する。HIVに感染しても、早期に治療を開始することにより、エイズの発症を遅らせたり、症状を緩和させたりすることが可能になってきている。

SDGs <P2>

平成27（2015）年9月の国連サミットで「持続可能な開発のための2030アジェンダ」として採択された。これは、「2030年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標」のことで、17のゴール・169のターゲットから構成され、地球上の誰一人取り残さない社会の実現を目指している。SDGsは発展途上国のみならず、先進国自身が取り組むべき目標として、日本も積極的に取り組んでいる。

SNS <P8、P9、P20>

ソーシャルネットワーキングサービスの略で、登録した利用者同士が交流できるインターネットサービス。X（旧ツイッター）やフェイスブック、インスタグラム、LINEなどが知られている。

えせ同和行為<P16>

同和問題を口実にして、企業・個人や行政機関などに対して行われる不法・不当な行為や要求。

NPO <P8、P26>

民間非営利組織。営利を目的としない民間団体の総称。平成10（1998）年には、任意団体に法人格を与え、NPOの活動を側面から支援することを目的とした特定非営利活動促進法（NPO法）が施行されている。

資料編

LGBTQ<P9、P20、P22>

レズビアン（女性同性愛者）、ゲイ（男性同性愛者）、バイセクシュアル（両性愛者）、トランスジェンダー（出生時に割り当てられた性別と自認する性別が異なる人）、クエスチョニング（性のあり方を決めていない、決められない等の人）など、性的マイノリティを表す総称の一つ。

か行

ケアラー<P23>

高齢、身体上、精神上的の障害又は疾病等により援助を必要とする親族、友人その他の身近な人に対して、無償で介護、看護、日常生活上の世話その他の援助を行っている人。

鴻巣市人権尊重都市宣言<P2、P4>

あらゆる差別をなくし、平和で明るい心安らかな鴻巣市を築くために、鴻巣市を「人権尊重都市」とする宣言。平成7（1995）年2月1日に宣言した。P34 全文記載。

合理的配慮の提供<P15>

障がいのある人が、障がいのない人と同じように行動したりサービスの提供を受けたりすることができるよう、周りの人が過度の負担にならない範囲で、それぞれの違いに応じた対応をすること。（障害者差別解消法）

国際人権規約<P3>

経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約（社会権規約）と市民的及び政治的権利に関する国際規約（自由権規約）の2つの条約のこと。世界人権宣言の内容を具体的に法的拘束力を持つ条約として昭和41（1966）年に国連総会で採択された。わが国では2つの規約を昭和54（1979）年6月に締結している。

国際連合憲章<P2>

国際連合の設立根拠となる条約であり、昭和20（1945）年6月のサンフランシスコ会議で採択され、同年の10月24日に発行された。目的・原則・組織・機能などの基本的な事項を定めている。

さ行

埼玉県人権施策推進指針<P2、P5>

平成14（2002）年3月に埼玉県が策定した指針で、人権施策を総合的かつ効果的に推進するため、人権課題や施策展開の方向などの基本的な考え方を示した指針。平成24（2012）年、令和4（2022）年に改訂されている。

埼玉県人権政策推進会議<P2>

県政のあらゆる分野で人権尊重の視点に立った施策を総合的かつ効果的に推進するため、知事を議長、部局長を構成員として平成13（2001）年4月1日に設置したもの。

埼玉県性の多様性を尊重した社会づくり条例<P2、P22>

全ての人の人権が尊重される社会を目指し、性の多様性を尊重した社会づくりの基本理念を定め、県、県民、事業者の責務を明らかにした。性の多様性に対する差別的取扱いの

資料編

禁止や配慮を規定。令和 4（2022）年施行。

埼玉県部落差別の解消の推進に関する条例＜P2、P16＞

部落差別のない社会を実現するため、部落差別の解消に関し、基本理念を定め、県、県民、事業者の責務を明らかにした。部落差別の禁止を規定。令和 4（2022）年施行。

さいたま人権啓発活動地域ネットワーク協議会＜P8＞

さいたま地方法務局直轄管内の人権啓発活動に関わる、上尾市・川口市・戸田市・蕨市・朝霞市・志木市・新座市・和光市・鴻巣市・北本市・桶川市・蓮田市・伊奈町で構成されている協議会で、地域に密着し、管内の人権活動を総合的にかつ効果的に推進している。

私事性的画像記録の提供などによる被害の防止に関する法律＜P20＞

性的な画像等をその撮影対象者の同意なくインターネットの掲示板等に公表する行為により、被害者が大きな精神的苦痛を受ける被害が発生している実情に鑑み、個人の名誉及び私生活の平穩の侵害による被害の発生又はその拡大を防止することを目的とした法律で、平成 26（2014）年に制定。リベンジポルノ防止法。

児童虐待＜P13＞

保護者（親権を行う者、未成年後見人その他の者で、児童を現に監護する者）がその監護する児童（18 歳に満たない者）について行う身体的虐待、性的虐待、保護の怠慢・拒否（ネグレクト）、心理的虐待のこと。

児童の権利に関する条約＜P13＞

平成元（1989）年 11 月に国連総会で採択された。子どもの人権や自由を尊重し、子どもに対する保護と援助を進めることを目指した条約。我が国は、平成 6（1994）年 4 月批准。（この条約は、18 歳未満のすべての子どもに適用される。）

障害者基本法＜P15＞

全ての国民が、障害の有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえのない個人として尊重されるものであるとの理念にのっとり、全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現するため、障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策に関し、基本原則を定めた法律。昭和 45（1970）年成立。

障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律＜P2、P15＞

障害者基本法の基本的な理念にのっとり、全ての障害者が、障害者でない者と等しく、基本的人権を享有する個人としてその尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい生活を保障される権利を有することを踏まえ、障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本的な事項を定めた法律。平成 28（2016）年施行。障害者差別解消法。

情報モラル教育＜P20＞

パソコンやインターネットなどを正しく活用するための基となる態度や考え方を育てる教育のこと。

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律＜P12＞

仕事で活躍したいと希望するすべての女性が、個性や能力を存分に発揮できる社会の実現を目指して平成 28（2016）年 4 月 1 日に 10 年間の時限立法として施行。常時雇用する労働者が 101 人以上の事業主に対して、「自社の女性の活躍状況を把握し、改善点や課題を分析する」「数値目標を設定し、行動計画を策定・公表する」「自社の女性の活躍状況（採用

資料編

比率・管理職比率等)を公表」するなどを義務化している。女性活躍推進法。

人権教育及び人権啓発の推進に関する法律<P2、P5、P7、P8>

人権教育及び人権啓発に関する施策の推進について、国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、必要な措置を定め、もって人権の擁護に資することを目的に平成12(2000)年に制定された法律。人権教育・啓発推進法。

人権擁護委員<P9>

人権擁護委員法に基づいて各市町村に置かれ、国民の基本的な人権が侵犯されることのないように監視し、若し、これが侵犯された場合には、その救済のため、すみやかに適切な処置を採るとともに、常に自由人権思想の普及高揚に努めることを使命とする。市町村の推薦により法務大臣が委嘱。人権擁護委員連合会は、人権擁護委員法第16条第2項により各都道府県に設置される組織。

青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律<P20>

子供たちが安全に安心してインターネットを利用できるようにすることを目的として、インターネット関係事業者には義務などを課するとともに、保護者やインターネットの利用者みんなで、子供たちを有害情報から守る取組を求める法律で、2008(平成20)年に制定。青少年インターネット環境整備法。

性自認<P22>

自己の性をどのように認識しているのかを示す概念。ジェンダー・アイデンティティ(性同一性)ともいう。多くの人は、性自認と生物学的な性別や法的な性別が一致している。しかし、生物学的な性別や法的な性別に違和感をもつ人は、そのために心理的・社会的困難に直面しやすく、身体の手術を通じて性別の適合を望んだり法的な性別を変更することもある。

性的指向<P22>

人の恋愛・性愛がどういう対象に向かうのかを示す概念。具体的には、恋愛・性愛の対象が異性に向かう異性愛(ヘテロセクシュアル)、同性に向かう同性愛(ホモセクシュアル)、男女両方に向かう両性愛(バイセクシュアル)を指す。

性的指向及びジェンダーアイデンティティに関する国民の理解の増進に関する法律<P22>

LGBTQの方など性的少数者への理解増進のため、国に基本計画の策定を義務付けた法律。基本理念として「性的指向やジェンダーアイデンティティを理由とする不当な差別はあってはならない」と明記。令和5(2023)年6月23日施行。LGBT理解増進法。

世界人権宣言<P2>

世界人権宣言とは、第二次世界大戦後の昭和23(1948)年に年に国連総会で採択された「すべての人民とすべての国とが達成すべき共通の基準」を示した文書。人類の歴史上、初めて人権の保障について広く扱った国際的な文書。この宣言は国連で作成された人権に関する条例や国連総会が採択した様々な決議に大きな影響を与えた。

セクシュアル・ハラスメント<P12>

相手の意に反した性的な性質の言動で、身体に対する不必要な接触、性的関係の強要、性的うわさの流布、衆目へふれる場所へのわいせつな写真の掲示など、様々な態様のものが含まれる。

資料編

先住民族の権利に関する国連宣言<P19>

平成 19 (2007) 年 9 月に国連総会において採択された。先住民族に対する差別を禁止し、彼らを心配させるすべての問題への参加を促進し、権利を明確に保持し、経済・社会的開発の継続を促進するというもの。

ソーシャルメディア<P20>

ブログ、ソーシャルネットワーキングサービス (SNS)、動画共有サイトなど、利用者が情報を発信し、形成していくメディア。

た行

デートDV<P12>

DVのうち、恋人間で起こる暴力。

DV (ドメスティック・バイオレンス) <P12>

Domestic Violence の略で、一般的に配偶者や恋人など親密な関係にある (あった) ものから振られる暴力をさす。

同和対策事業特別措置法<P2、P16>

同和地区の生活環境の改善、社会福祉の増進、産業の振興、職業の安定、教育の充実、人権擁護活動の強化など、必要な措置を総合的に実施することを目的として、昭和 44 (1969) 年に制定された 10 年間の限時法 (後に、法期限を 3 年間延長)。国は、33 年間に本法も含めて 3 度にわたり特別措置法を制定した。

特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律<P20>

インターネット上での誹謗中傷などの権利侵害が発生した場合に関して、ルールや手続きを定めた法律。侵害情報の流通や削除に関してプロバイダ等が負う損害賠償責任の範囲や、被害者が発信者 (加害者) を特定するための手続き等が定められた。平成 14 (2002) 施行。プロバイダ責任制限法。

な行

二次的被害<P18>

犯罪等による直接的な被害を受けた後に、風評、誹謗 (ひぼう) 中傷、報道機関 (報道を業として行う個人を含む。) による過度な取材等により、犯罪被害者等が受ける精神的な苦痛、身体の不調、プライバシーの侵害等の被害をいう。

認定こども園<P13>

①幼児教育②保育③地域子育て支援を一体的に提供する施設。幼稚園と保育所の両方の機能を併せ持つため、親が働いている、いないにかかわらず利用できる。

は行

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律<P12>

配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備することで、配偶

資料編

者からの暴力の防止及び被害者の保護を目的とした法律。平成 14（2002）施行。DV防止法。

ハンセン病<P18>

らい菌による感染症で、感染力や発病力がとても弱く、日常生活で感染する可能性はほとんどない。今日では治療法が確立されている。

ひきこもり<P23>

様々な要因の結果として社会的参加（義務教育を含む就学、非常勤職を含む就労、家庭外での交遊など）を回避し、原則的には 6 か月以上にわたって概ね家庭にとどまり続けている状態（他者と交わらない形での外出をしてもよい）を指す。

不当な差別的取扱いの禁止<P15>

行政機関や民間事業者などが、障がいのある人に対し、正当な理由なく障害を理由としてサービス等の提供を拒否する又は提供に当たって場所・時間帯などを制限する、条件を付するなど禁止。（障害者差別解消法）

部落差別の解消の推進に関する法律<P2、P16>

現在もなお、部落差別が存在するとともに、情報化の進展に伴って部落差別に関する状況の変化が生じていることを踏まえ、部落差別のない社会を実現することを目的として、平成 28（2016）年に制定された法律。部落差別解消推進法。

本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律<P2、P17>

本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組について、基本理念を定め、及び国等の責務を明らかにするとともに、基本的施策を定め、これを推進することを目的に平成 28（2016）年に制定された法律。ヘイトスピーチ解消法。

ま行

マタニティ・ハラスメント<P12>

女性に対する妊娠・出産・育児に関するハラスメント。

や行

ヤングケアラー<P13>

ケアラーの中でも、18 歳未満の人をいう。

要配慮者<P21>

高齢者、障害者、難病患者、乳幼児、妊産婦、外国人など、災害時の避難行動や情報伝達、避難生活等に特に配慮が必要な人々。

要保護児童対策地域協議会<P13>

虐待を受けた子どもを始めとする要保護児童に関する情報交換や支援を行うために、協議を行う場として平成 16（2004）年の児童福祉法改正により設置努力義務が法的に位置づけられたもの。要保護児童等の早期発見、関係機関との情報共有、迅速な支援の開始などを目的とする。

ら行

拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題への対処に関する法律<P21>

北朝鮮当局による拉致を始めとする人権侵害問題に関する国民の認識を深めるとともに国際社会と連携しつつ、実態の解明、その抑止を図ることを目的とした法律。国及び地方公共団体に国民世論の啓発を図る責務があることを定めている。平成 18（2006）年施行。

鴻巣市人権施策推進指針

令和6（2024）年 月

鴻巣市総務部やさしさ支援課
〒365-8601 鴻巣市中央1番1号
電話048-541-9018（直通）